

項目	対象者	支援策	内容	受付期間	受付窓口
給付 (もらえる)	資金繰り 売上が半減した (前年比50%以上減)	持続化給付金	昨年1年間の総売上ー(前年同月比▲50%の売上×12ヶ月) 個人事業主100万円(上限) 中小法人200万円(上限) 経済産業省のホームページに申請方法などの詳細あり https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html	2020/5/1~	経済産業省 0570-783183
			持続化給付金は、ホームページからの電子申請が基本ですが、事前予約のうえ、特定の会場まで出向ければ電子申請の入力をサポートしてもらいます。 会場は事前予約の方法については、中小企業庁のHP https://www.jizokuka-kyuufu.jp/ をご確認ください		
	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請(令和2年4月10日付け)に協力し、 休業又は営業時間を短縮した	神奈川県 新型コロナウィルス感染症拡大防止協力金	○休業要請対象の施設の事業者(食事提供施設を除く)が休業した場合 県内の事業所全てが自己所有 10万円 県内の事業所のうち、賃借している事業所が1か所 20万円 県内の事業所のうち、賃借している事業所が2か所以上 30万円 ○夜間営業時間の短縮要請対象の施設の事業者(食事提供施設) 夜間営業時間の短縮をした場合 夜間営業時間を短縮する代わりに休業した場合及び酒類提供時間を短縮した場合を含む) 10万円	2020/4/24~6/1	神奈川県産業労働局 中小企業部中小企業支援課 のHPに申請書を掲載中 神奈川県新型コロナウィルス 感染症専用ダイヤル 045-285-0536
			受給額 1人1日8,330円を上限 助成率:中小企業4/5 大企業2/3 (解雇を伴わない場合 中小企業9/10 大企業3/4) 対象休業期間:2020年4月1日から6月30日までの間にさせた休業 新卒社員など継続雇用期間が6か月未満の労働者も対象 雇用保険に加入していない労働者(労働時間が週20時間未満のパート等)の休業も対象	2020/4/1~6/30	厚生労働省 相談センター 0120-60-3999
			① 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。 休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること ・以下のいずれかに該当する手当を支払っていること ①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること ②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること(支払率が60%以上の場合に限る) ※教育訓練を行わせた場合も同様 ※対象労働者1人1日当た8,330円が上限です。 ※2020年4月8日以降の休業等に遡及(4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用)		
	従業員を会社の都合で休業させた	雇用調整助成金 (コロナ特例) ↓ 2020年5月1日拡充版 雇用調整助成金 (コロナ特例)	2020年2月27日~6月30日の期間に小学校等の臨時休業により、従業員を有給で休ませた場合 休暇中に支払った賃金相当額×10/10(日額上限8,330円)	2020/4/15~9/30	厚生労働省 相談センター 0120-60-3999
			2020年2月27日~6月30日の期間に小学校等の臨時休業により契約した仕事ができなくなった場合 1日4,100円(定額)	2020/3/18~9/30	
借りられる	民間金融機関からの融資 売上減少により融資	セーフティーネット保証	前年同月費20%以上売上減少【4号】 借入債務の100%保証	2020/3/2~	最寄りの信用保証協会
			前年同月費5%以上売上減少【5号】 借入債務の80%保証		
		保証料・利子减免 融資上限:3,000万円 担保:無担保 金利補給期間:当初3年 個人事業主:売上▲5%以上 保証料ゼロ+金利ゼロ 小・中規模事業者(個人事業主除く) 売上▲5%以上 保証料1/2 売上▲15%以上 保証料ゼロ+金利ゼロ	+ 令和2年度補正予算成立後から受付開始中 中小企業金融・給付金窓口 0570-783-183		
			前年同月等売上▲5%以上	2020/3/19~	日本政策金融公庫 0120-154-505
			当初3年間 基準金利▲0.9%		
			貸付期間:設備20年以内 運転15年以内 据置期間:5年以内		
	政府系金融機関からの融資 売上減少により融資	特別利子補給 ①個人事業主 : 要件なし ②小規模事業者(法人事業者): 売上▲15%以上減少 ③中小企業者(上記①②除く): 売上▲20%以上減少 【利子補給】当初3年間 【補給対象上限】(日本公庫等) 中小事業1億円、国民事業3,000万円 (商工中金) 1億円	+ 令和2年度補正予算成立後から受付開始中 中小企業・金融・給付金窓口 0570-783183		
			前年同月等売上▲5%以上		
			当初3年間 基準金利▲0.9%		
			貸付期間:設備20年以内 運転15年以内 据置期間:5年以内		
借りたらもらえる	横浜市	売上減少により融資	「横浜市新型コロナウィルス感染症対応資金」を利用した小規模事業者支援事業	2020/5/25~2021/3/5 *2,600件程度を予定 上限に達した場合は、申請期間締切前に終了	小規模事業者支援一時金センター (公益財団法人横浜企業経営支援財団経営支援部地域密着型支援担当) 045-225-3725 受付時間9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

新型コロナウィルスの影響で困っている事業主向けの支援策(2020年5月25日版 作成:LTRコンサルティングパートナーズ)

項目	対象者	支援策	内容	受付期間	受付窓口
その他	設備投資	神奈川県の事業者支援制度	テレワークに利用できる業務効率化ツールを導入	IT導入補助金 中小企業・小規模事業者等 補助額30～450万円 補助率1/2(特別枠2/3)	2020/3/9～ サービスデザイン推進協議会
			非対面ビジネスをはじめたい ・テイクアウトやネット通販・デリバリー・サービスの月会費、登録料、容器代等	補助上限100万円 補助率:3/4以内	受付中 2020年4月7日以降に取り組んだ事業で 既に支出済のものも対象 ※一部例外あり
			ITによる業務効率化したい ・WEB会議システムの導入、財務会計や勤怠管理、顧客管理などソフトの購入経費	補助上限100万円 補助率:3/4以内	
			業務効率化のための設備を導入したい 個包装のラッピング設備、搬送用ロボットの導入	補助上限200万円 補助率:3/4以内	
	業態変更		売上が減少しているため業態を変更したい	補助上限5000万円 下限500万円 補助率:3/4以内	
	事業承継		コロナをきっかけにM&Aを行った際に元々働いていた従業員を継続雇用する場合の入会費を補助してほしい	補助上限100万円 補助率:3/4以内	
	感染症対応促進		商店街団体などが感染症防止策や販売促進を行う際の経費を補助してほしい ・商店街に消毒液の噴射スポット設置、デリバリーのPR用WEBサイトやチラシ作成	補助上限300万円 補助率:1/2以内	
	スマート化		工場内にローカル無線通信ネットワークを設置したい	補助上限200万円 補助率:3/4以内 ※スマート工場の導入・運用に係る専門家による助言あり	
	毒マスクや消毒液の製造や販売		県内に本社希望を有する施設または工場が県民のためにマスクやアルコール消毒液などの生産設備を導入する際に補助してほしい	補助上限2億円(生産規模の要件を満たす場合) 補助率:10/10	
	商品開発技術		県内に事務所をもち「令和2年新型コロナウィルス感染症」を事由にセーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業が商品・技術開発を行う際に、新商品の耐久テストなどの依頼試験料が減免される	減免率50%	神奈川県産業振興課 045-210-5646
	アッズのブリッジ企画	横浜市スタートアップ企業支援一時金	平成31年3月2日～令和2年4月28日までの間に創業し、本社等が横浜市内にあり、継続的に事業を行う意思のあるITやライフサイエンス分野などの法人格を有するスタートアップ企業	一律 10万円 給付 2020/5/25～2020/6/30 *先着順で200件に達した時点で締め切る	横浜市スタートアップ企業支援一時金事務局 045-228-9404
	活動商店支援等	横浜市新型コロナウィルス感染症対応 商店街等活動支援事業	2020年4月1日時点において活動している「商店会」や「商店会に準ずる組織」を対象に下記の活動へ一時金を交付 ・衛生用品の購入やテイクアウト・宅配事業、商品券発行・施設整備などの事業資金 ・新型コロナウィルス感染症対策のための事業資金 ・加盟店舗が新型コロナウィルス感染症に対応し、事業継続するための給付資金	商店会加盟店舗の総数×10万円 給付 2020/6/30申請書必着による申込	横浜市経済局商業振興課 045-671-3488
税金・保険料等の猶予	売上減少により納税が厳しい	納税の猶予の特例	R2. 2月以降の売上▲20%以上減少のすべての事業者	2020/2/1～2021/1/31まで に納期が到来する所得税・法人税・消費税等(ほぼすべての税目)	国税庁ホームページ他
			1年間の納税の猶予 担保不要 延滞税は免除		
		社会保険料の猶予	社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料・介護保険料) 1年の範囲内(やむを得ない場合は最長2年)で納付を猶予ができる、かつ、保険料を分割で納付が可能	猶予に該当する事実発生後速やかに申請	事業所を管轄する年金事務所
			労働保険料(労災保険料・雇用保険料) ※毎年7月10日までに申告・納付が必要 1年の範囲内(やむを得ない場合は最長3年以内)で、納付の猶予が可能		
		固定資産税等の軽減	中小企業・小規模事業者等の保有する設備や建物等の固定資産税等 2020/2月～10月までの任意の3か月間の収入が対前年比 ▲30%～▲50%未満の減少 1/2を免除 ▲50%以上の減少 全額免除	2021年度の固定資産税等	中小企業庁 事業環境部 03-3501-5803